

【参考2】各調査項目の内容

(1) 全ての者が記入する項目

104	<p>「業態(104)」 次のいずれかから1つを選択(二つ以上に該当する場合には主たるもの)。</p> <p>1 一般小売店 通常の酒飯店。</p> <p>2 コンビニエンスストア セルフサービスを基本とし、いわゆる「コンビニエンス」(営業時間が長く、原則的に年中無休で、食品を中心に日用品を幅広く品揃えしている。)の形態をとるもので、おおむね次のいずれにも該当する店舗をいう。 イ 売場面積が500㎡未満である。 ロ 営業時間が12時間以上で閉店時刻が21時以降である。 (注)セルフサービスを基本とするか否かについては、売場面積の50%以上につきセルフサービス方式を採用しているか否かにより判定(5及び6について同じ。)</p> <p>3 生活協同組合 消費生活協同組合法(昭和23年法第200号)に基づく消費生活協同組合が営む店舗。</p> <p>4 農業協同組合 農業協同組合法(昭和22年法第132号)に基づく農業協同組合が営む店舗。</p> <p>5 スーパーマーケット セルフサービスを基本とし、食品を中心に日用品を幅広く品揃えしている店舗で「2」のコンビニエンスストア以外の店舗。</p> <p>6 百貨店等 大規模小売店舗立地法(平成10年法第91号)第2条第2項(定義)に規定する大規模小売店舗で、「5」のスーパーマーケット以外のもの。</p> <p>7 その他 1から6以外の業態(DS、業務店など。)</p>
-----	--

(2) 酒販免許を有する本店又は支店等が記入する項目(=酒販免許を有しない本店以外)

105	<p>「酒小売創業年区分(105)」 現在の所在地において、最初に酒類小売業を始めた年。 相続、法人成り又は営業譲渡による免許取得の場合は、それぞれ被相続人、個人、譲渡人(これらの者が更に相続等により取得している場合は、これらの者の被相続人等)の免許取得の年。</p>
106	<p>「営業時間(106)」 1日当たりの平均営業時間(1時間単位)。</p>
107	<p>「就業者数(107)」 個人事業者の場合の本人も含めた、平成13年3月31日現在の、店舗において実際に営業に従事している役員、従業員及びアルバイト・パートの合計人数。 (注)1 単なる定款上だけの役員等は含まない。 2 時間雇用のアルバイト・パートについては、正社員の雇用時間で換算した人数で計算((例)午前1人、午後2人のアルバイトは、2人(計算上1.5人となるが四捨五入する。))として記入。)</p>
108	<p>「酒小売(108)」 「就業者数(107)」欄のうち、酒類の販売に従事している合計人数。 (注)酒類の販売と他の商品の販売を兼務しており区分できない場合は、酒類の販売に従事している者として記入。</p>
109	<p>「販売先のうち業務店数(109)」 酒類の販売先のうち、料飲店、旅館及びホテル等のいわゆる業務店の数。</p>
110	<p>「駐車場の有無(110)」 来客用の専用駐車場の駐車可能台数。</p>
111	<p>「店舗全体の売場面積(111)」 店舗全体の売場面積を1坪3.3㎡として計算。 (注)事務室、倉庫及び蔵置所は含まない。</p>

1 1 2	「酒類売場面積 (112)」 「店舗全体の売場面積 (111)」欄のうち、酒類売場面積を1坪3.3㎡として計算。 (注) 事務室、倉庫及び蔵置所は含まない。
1 1 3	「最寄りの小売業者との距離 (113)」 店舗に最も近い全酒類小売業者との距離。
1 1 4	「空きびん・空き缶の回収の有無 (114)」 空きびん・空き缶の回収の有無。
1 1 5	「レジ袋の提供状況 (115)」 レジ袋の提供の有無。
1 1 6	「包装紙の提供状況 (116)」 包装紙の提供の有無。
1 1 7	「酒類以外の取扱商品 (117)」 酒類以外の取扱商品(「米」, 「たばこ」, 「飲料・食品」, 「雑貨・その他」)の取り扱いの有無。
1 1 8	「主な発注方法 (118)」 酒類の主な発注方法。 (注)「EOS」(Electronic Ordering System) コンピュータを利用したオンライン補充発注システム
1 1 9	「酒類仕入先数 (119)」 平成13年3月31日現在の、継続的に酒類を仕入れている仕入先数。
1 2 0	「前日発注割合 (120)」 酒類の仕入について、納品希望日の前日までに発注している概ねの割合。
1 2 1	「発注頻度 (121)」 酒類の仕入れに係る1週間当たりの平均発注回数。
1 2 2	「酒類自動販売機設置台数 (122)」 販売場に設置してある屋外酒類の自動販売機(改良型酒類自動販売機を含む。)の設置台数。 (注) 1 所有又はリースにかかわらず。 2 酒類と酒類以外の商品も併せて販売できる酒類の自動販売機は、設置台数に含まれる。
1 2 3	「酒類自動販売機による売上高 (123)」 「酒類の自動販売機の設置台数 (122)」欄で記入した屋外酒類の自動販売機による調査対象期間(個人については、平成12年分、法人については平成13年4月1日直前終了事業年度分)の(おおよその)年間売上高。
1 2 4	「電子機器の設置状況 (124)」 所有又はリースにかかわらず、電子機器(「コンピュータ」, 「POSレジ」, 「FAX」)それぞれの設置の有無。
1 2 5	「通信販売の方法 (125)」 店舗における、酒類の通信販売(「ホームページ」, 「仮想商店街への出店」, 「カタログ」, 「その他」)の実施の有無。
1 2 6 1 2 9	「種類別主要取扱酒類の容量 (126~129)」 店舗で最も多く販売されている酒類の容器の容量。
1 3 0 1 3 3	「種類別主要取扱酒類の価格 (130~133)」 「種類別主要取扱酒類の容量 (126~129)」欄に記入した容量の商品の、平成13年8月の販売実績による平均的な販売価格。 (注) ケース販売が主体である場合には、ケース代を除いた一本あたりの販売価格(消費税抜き)。
1 3 4 1 4 1	「酒類の小売販売数量 (134~141)」 平成12年4月1日~平成13年3月31日までの酒類の小売販売数量。 「業務店用 (141)」 「合計 (140)」欄のうち、料飲店、旅館及びホテル等のいわゆる業務店に対する販売数量。

(3) 酒販免許の有無に関わらず本店が記入する項目

1 4 2	「経営組織（142）」 株式会社、有限会社等の別。
1 4 3	「所得税・法人税の申告区分（143）」 青色申告、白色申告の別。
1 4 4	「決算期（144）」 個人の場合は12、法人の場合は1～12のうち決算月。 (注)事業年度が6ヵ月の場合は、平成13年4月1日直前の事業年度の決算月。
1 4 5	「自己輸入酒の取扱いの有無（145）」 自己輸入酒（自らが輸入元となって、輸入した酒類。したがって、商社や卸売業者等の他の事業者が輸入元となる酒類を除く。）の取扱いの有無。
1 4 6	「P B商品の取扱いの有無（146）」 プライベート商品（自己又はグループの商標を表示することを指示して製造委託している酒類または容器の仕様（素材・構造等）を指示している酒類）の取扱いの有無。
1 4 7	「兼業業種（147）」 兼業業種（「酒類卸売業」、「飲食店・旅館等」、「その他」）の有無。 (注)業務店への販売は「酒類卸売業」に含まれない。
1 4 8	「全店舗数（148）」 企業全体の店舗数。
1 4 9	「免許所有店舗数（149）」 「全店舗数（148）」欄のうち、酒類を販売している店舗の数。
1 5 0	「蔵置所数（150）」 企業全体の税務署に届出している蔵置所数。
1 5 1	「役員の数（151）」 平成13年3月31日現在の、企業全体で実際に業務に従事している役員（個人事業者の代表者を含む。）の合計人数。
1 5 2	「従業員の数（152）」 平成13年3月31日現在における、企業全体の従業員及びアルバイト・パート（雇用期間が2か月を超えない短期のアルバイト等を除く。）の合計人数。
1 5 3	「経営者の年齢（153）」 平成13年3月31日現在における、個人事業者の代表者又は法人の代表者の満年齢。
1 5 4	「後継者の有無（154）」 事業の後継者の有無。
1 5 5 1 6 1	「損益項目（155～161）」 1 「小売用酒類の仕入高（158）」 酒類小売に対応する仕入高。 2 「小売用酒類の仕入に係る受取りペー（159）」 酒類の仕入に伴い受け取ったリペー（値引き、謝礼金、取扱手数料、帳合料等の名目で受け取るもののうち実質的に受取りペーと認められるものを含む。）の金額。 3 「酒類小売に係る支払リペー（160）」 酒類小売に伴い支払ったリペー（値引き、謝礼金、取扱手数料、帳合料等の名目で支払われるもののうち、実質的に支払リペーと認められるものを含む。）の金額。 4 「税引前純利益（161）」 法人の場合は税引前純利益、個人の場合は総所得金額。 (注)消費税会計処理は、原則として税抜きとする。ただし、非課税事業者や、簡易課税を選択している者で税込経理を採用している等により、税抜きで記入することが困難な場合は、税込みで記入することも可。
1 6 2	「資本金（162）」 法人の資本金。 (注)個人事業者は含まれない。